

枚方市総合交通計画の改定に向けた取り組みについて

土木政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、コロナ禍による生活様式の変化など交通環境を取り巻く状況が大きく変化する中、公共交通の維持など、今後、生じる恐れのある様々な課題に対して機動的に交通施策を講じ、多様な交通手段を持続的に確保していくため、平成 30 年（2018 年）12 月に策定した枚方市総合交通計画について、地域公共交通の活性化・再生を目的とした「地域公共交通計画」の位置付けを付加することも視野に、見直しを検討しています。

このことについては、令和 5 年（2023 年）2 月に開催された建設環境委員協議会で報告し、その後開催した枚方市総合交通計画推進協議会（以下「現協議会」という。）で賛同を得られたことから、本年度より、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会（以下「法定協議会」という。）を新たに設置し、計画改定について協議を行っていく予定です。

今後、この法定協議会の設置に向け、6 月定例会議会へ「枚方市附属機関条例」の一部改正に関する議案を提出するなど、現計画の改定に向けた取り組みを進めていきます。

2. 内容及び実施方法等

(1) 法定協議会を設置する要綱の制定

- ・ 法定協議会に移行することにより、参加者の協議応諾義務や協議結果の尊重義務、国家予算の重点配分などが追加される。今後、法定協議会における検討や取り組みをより一層促進していくことを可能とするため、「枚方市総合交通計画推進協議会（法定協議会）」を新たに設置する要綱を制定
- ・ これまで現協議会で取り組んできた都市・地域総合交通戦略要綱に関する事項についても法定協議会に移行

(2) 法定協議会の設置に伴う附属機関条例の改正

- ・ 法定協議会の設置に伴い、枚方市附属機関条例の一部を改正し、現協議会を削除

3. 実施時期等（今後のスケジュール）

令和5年度
(2023年度)

- 6月 建設環境委員協議会へ報告
- 6月 定例月議会へ枚方市附属機関条例の一部改正議案を提出
意見聴取会設置要綱の制定
- 9月 枚方市総合交通計画推進協議会の開催（法定協議会設置等）
- 11月 建設環境委員協議会へ報告（アンケート等による移動需要調査等）
- 12月 アンケート等による移動需要調査の実施
- 3月 建設環境委員協議会へ報告（移動需要調査結果等）
枚方市総合交通計画推進協議会の開催

令和6年度
(2024年度)

- 枚方市総合交通計画推進協議会の開催（年度内3回程度）
- 9月 建設環境委員協議会へ報告（改定原案）
- 12月 パブリックコメントの実施
- 2月 建設環境委員協議会へ報告（パブリックコメントの結果）
- 3月 パブリックコメント結果・計画（改定）の公表

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

- ・基本目標 安全で、利便性の高いまち
- 施策目標 4 安全で快適な交通環境が整うまち
- 施策目標 5 快適で暮らしやすい環境を備えたまち



5. 関係法令・条例等

交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）

都市・地域総合交通戦略要綱（平成 21 年）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）

枚方市附属機関条例（平成 24 年条例第 35 号）

6. 事業費・財源 《事業費》

《事業費》 9,800 千円（一般財源）

[令和 5・6 年度（2023・2024 年度）債務負担行為]